

募集要項等に関する質問回答書（1回目）

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	3	第3	7				事業方式	建設企業を複数の構成員で構成し、JVで施工することは認められますか。	認めます。
2	募集要項	3	第3	10				提案上限価格	提案価格に関して、最低制限価格のような下限はありますか？ある場合は、その下限の価格又は計算方法を教えてください。	提案価格に関する最低制限価格などの下限は設定していません。
3	募集要項	3	第3	10				提案上限額	提案上限額が設定されており、「上限価格を超えた提案は、失格とする。」とされています。イラン戦争の影響で、資材・費用の値上げが進んでいます。見直しがある場合、技術提案書提出までに再提示していただけますか。	募集要項に定めるとおり、提案上限価格を超えた提案は失格となります。ご要望の件については、記載内容のとおり提案上限価格についての見直し及び変更の予定はございません。
4	募集要項	5	第4						参加資格等に関して対話を実施することはできないでしょうか。また、質問回答が4月24日で5月13日参加表明書受付となっていますが連休が入ることもあり、一週間程度延長できないでしょうか。	募集要項「第4 募集スケジュール」に記載のとおりとし、期間の延長は予定していません。
5	募集要項	5	第4						ヒアリングにおいてVE提案について記載がありました。具体的なスケジュール内容等が示されていません。VE提案はなしと考慮してよろしいでしょうか	公募段階におけるVE提案の提出は求めません。
6	募集要項	7	第5	2	(9)		他	統括責任者	統括責任者の配置について、過去、当社を含めたグループで行ったPFI・DB事業では、統括責任者の配置はありません。実務ではグループ代表企業が主体となり各分野の担当企業の本導・調整を行い事業を推進し、完成させています。統括責任者の配置要求は過大ではないでしょうか。	募集要項及び要求水準書において、本事業全体を統括しマネジメントする役割として「統括責任者」の配置を求めています。記載内容のとおり、配置を必須とします。なお、募集要項「第5 4実施体制」に記載のとおり、統括責任者と現場代理人の兼任は認めています。
7	募集要項	8	第5	3	(2)			建設業務に係る要件	建設業務に関して、配置する建設主任技術者は建設業務の代表企業及び構成企業ではなく応募グループ外の下請とする協力企業でもよいのでしょうか？建設業務の代表企業又は構成企業から配置しなければならないのであれば、代表企業に有資格者がいない場合は、有資格者を有する企業を構成企業として、建設工事共同企業体を組んで参加しなければならないという理解でよろしいでしょうか。	各業務の有資格者の配置に関して、協力企業（下請け）からの配置も認めるよう募集要項等を修正します。なお、有資格者の配置については事業者選定基準に基づく技術提案評価基準の対象となることに留意してください。
8	募集要項	11	第5	5				再委託	応募者は当該業務の一部を再委託することができます。しかしながら4実施体制（P.10）において「配置予定技術者は応募者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとする」とあります。例えば電気設備工事、機械設備工事を再委託し、建設主任技術者（電気設備）や建設主任技術者（機械設備）は下請け企業から選任することはできないでしょうか。（この場合下請け企業も構成企業として応募者となる必要があるのでしょうか）工事を乙型JVで施工する場合電気・機械設備にも監理技術者が必要になるのではないのでしょうか。	No.7と同様。
9	募集要項	10	第5	4	2	イ		設計管理技術者及び各設計主任技術者	設計主任技術者（建築（構造））は、構造設計一級建築士資格を有すること。と記載がございますが、こちらは協力会社でも問題ないでしょうか。また、代表企業に所属している必要はないでしょうか。	No.7と同様。 また、代表企業に所属している必要はありません。
10	募集要項	10	第5	4	2	ウ		設計管理技術者及び各設計主任技術者	設計主任技術者（電気設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。と記載がございますが、こちらは協力会社でも問題ないでしょうか。また、代表企業に所属している必要はないでしょうか。	No.7と同様。 また、代表企業に所属している必要はありません。
11	募集要項	10	第5	4	2	エ		設計管理技術者及び各設計主任技術者	設計主任技術者（機械設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。と記載がございますが、こちらは協力会社でも問題ないでしょうか。また、代表企業に所属している必要はないでしょうか。	No.7と同様。 また、代表企業に所属している必要はありません。
12	募集要項	11	第5	5				再委託	上記と同様、設計業務、監理業務においても各設計主任技術者（建築（構造）・電気設備・機械設備）は下請け企業から選任することは可能でしょうか。（なお、様式3-2では建築（総合）に係る配置技術者のみ制約することとなっています）	No.7と同様。 様式の誓約欄については修正します。
13	提出書類 様式3-2		建設業務						参加資格（建設業務）の代表企業に配置技術者、建設主任技術者の欄がありますが、建設主任技術者（電気設備）（機械設備）は必ずしも建設業務の代表企業から選任する必要はないと考えてよろしいでしょうか（構成企業又は下請企業）様式における配置技術者の建設主任技術者は建設のみと考えてよろしいでしょうか	様式3-2における技術者等の配置に関する誓約は必ずしも代表企業から選任する必要はないとの認識で問題ありません。No.7の回答のとおり、代表企業、構成企業又は協力企業から選任してください。また、建設主任担当者は建築、電気設備、機械設備の分野ごとに配置してください。
14	募集要項	8	第5	3	(2)	オ		建設業務に係る要件	建設業務の開始時点で、現場代理人、監理技術者及び建設主任技術者を配置するとなっていますが、「建設業務の開始時点」とは、募集要項のP3の事業期間にある、「事業者が提案する期日」とみてよろしいでしょうか？また、「建設業務の開始時点」の前日までは他工事の専任を要する技術者になっていてもよろしいでしょうか？	「建設業務の開始時点」とは、「事業者が提案する期日」と同義です。ただし、既存施設の解体工事期間は含めないこととします。また、「建設業務の開始時点」の前日までは、他工事の専任を要する技術者となっても差し支えありません。
15	募集要項	8	第5	3	【2】	イ		建設業務に係る要件	代表企業に、一級電気工事施工管理技士が不在なので、電気会社をその他構成員として、JVを組んでおります。『建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定により、登録業種に係る経営事項審査を受けていること。』とありますが、一級電気工事施工管理技士を配置するその他構成員は、電気を経営していればよいのでしょうか	お見込みのとおりです。
16	募集要項	7	第5	2				参加資格	国税を滞納していないこと、地方税を滞納していないことを証明するため、様式リストにおいて「未納の税がないことを証明するものを添付」と記載がありますが、構成企業が本社以外に県外事務所を有している場合、県外事務所にかかる証明書も必要か、本社分のみで差し支えないかをご教えてください。	原則として、契約先となる事業所（本店や県外事務所等）の所在地の税務署・都道府県・市区町村が発行する証明書を提出してください。
17	募集要項	7	第5	2	(7) (8)			参加資格	【納税証明書の提出について】 ・国税を滞納していない証明書は、（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用） ・地方税を滞納していない証明書は、県と市の納税証明書でよろしいでしょうか。	国税については未納の税額がないことの証明（その3の3等）、地方税については県と市が発行する納税証明書（滞納がないことの証明）の提出で差し支えありません。
18	募集要項	7・8	第5	3				設計業務、建設業務に係る要件	募集要項では参加要件として、単に令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設としてあり、事業者選定基準では同種工事を庁舎、類似工事を類型四の業務施設としてあります。類型四号の第一類は事務所等、第二類は銀行、本社ビル、庁舎等と示してあるのですが、本社ビルは同種工事と考えてよろしいでしょうか。	事業者選定基準において、同種事業は「庁舎」に限定されているため、「本社ビル」は同種事業には該当せず、類似事業（類型四 業務施設）に該当します。なお、参加資格要件としては「本社ビル」等の類似事業でも要件を満たします。
19	募集要項	9	第5	4				実施体制	保有資格などの要件を満たすことを前提に、事業期間中に、各配置予定技術者を変更することは可能でしょうか。	配置予定技術者の変更は原則として認めません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事情がある場合に限って、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として本町が認める者への変更が認められます。

募集要項等に関する質問回答書（1回目）

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
20	募集要項	9	第5	4				実施体制	建設業務の構成員に電気・機械設備の施工を担う企業を加え、その従業員を当該工種の建設主任技術者として配置することは可能でしょうか。	可能です。 No.7の回答のとおり、協力企業からの有資格者の配置も認めます。
21	募集要項	9	第5	4				実施体制	既存施設（体育館）の解体工事においても、募集要項P9に示される実施体制ならびに有資格者配置を求められるのでしょうか。	既存施設の解体工事について、募集要項に示される実施体制ならびに有資格者配置は求めません。関係法令上必要な有資格者を適宜配置してください。
22	募集要項	10	第5	4	(3) (4)	ア		現場代理人 監理技術者	解体工事の現場代理人及び監理技術者は新築工事におけるそれと変更することは可能でしょうか	No.21と同様。
23	要求水準書	9	第3	(3)	ア			建設業務 解体工事	「彼杵児童体育館」解体工事の施工は、「実施体制」以外の有資格者を配置してよろしいでしょうか。	No.21と同様。
24	募集要項	10	第5	4			9行	実施体制	「※3つ以上の兼任は不可」としてありますが、設計実務と施工監理は期間的に別であり兼務制限も別と考えてよろしいでしょうか。	設計管理技術者と工事監理業務管理技術者の兼務については、兼任制限（3つ以上の兼任不可）の算定対象外とします。 例：設計管理技術者、設計主任技術者（建築（総合））、工事監理業務管理技術者の3つの兼任は認めます。
25	募集要項	9～11	第5	4				実施体制	ご指示の実施体制で人員配置を行うと、技術者給与だけでも相当の額になります。項目数を減らすか、兼務数の制限を増やせないでしょうか。DB工事の性質上、様々な部分で業者負担が増えるものと想定しており、経費圧縮は大きな課題となります。イラン戦争を背景に今後急激な物価上昇も想定されます。企業側負担の軽減をお願いします。	No.24と同様。 これ以上の兼任に関する条件の緩和や変更は予定していません。
26	募集要項	10	第5	4	(3)	ア		現場代理人	現場代理人は工事の請負人に代わって現場の責任者を務める職種です。安全管理や発注者との窓口等を行います。品質に関する責任者は監理技術者が責任者となります。通常の公共工事においても品質にかかわる国家資格（一級建築士・一級建築施工管理技士）は求められていません。現場代理人の国家資格は外していただけないでしょうか。 また、現場代理人の常駐は求められるのでしょうか	現場代理人については特定の資格は求めないこととします。 ただし、現場代理人の業務実績については事業者選定基準に基づく実績・体制評価の対象となることに留意してください。 なお、現場代理人は設計建設等請負契約書（案）第45条第4項及び第5項のとおり、原則として工事現場への常駐を求めます。
27	募集要項	10	第5	4	(5)	ア		建設主任技術者	公共工事において同じ会社から建設業法における監理技術者と主任技術者の配置はできません。品質管理の責任者は監理技術者となります。 本事業の場合、代表企業は建築一式工事の登録業者（第5.2.2(2)）と定められているため、代表企業からは監理技術者の選任が必要となります。この場合建設主任技術者（建築）は不要と考えてよろしいでしょうか。また、第5.4に監理技術者と建設主任技術者（建築）の兼任は認めるとありますが、公共工事の場合兼任ではなく配置できないこととなるため、統括責任者、現場代理人、監理技術者（3つの配置予定技術者）すべてを兼任することは認められないと読み替えられないでしょうか。	募集要項等の「建設主任技術者」を「建設主任担当者」に修正します。したがって、監理技術者は「現場代理人」若しくは「建設主任担当者（建築）」のいずれかと兼任することを認めます。 なお、3つ以上の兼任は不可となるため、統括責任者、現場代理人、監理技術者のすべてを1人で兼任することはできません。
28	要求水準書	9	第3	(3)	ア			建設業務 解体工事	「彼杵児童体育館」解体工事に関して、現地調査を行わせてください。	事前に町へ連絡の上、簡易な現地調査を行うことを認めます。
29	要求水準書	9	第3	(3)	ア			建設業務 解体工事	「彼杵児童体育館」解体工事の、浄化槽撤去工事は必要でしょうか。	事業者の提案により新庁舎の建設工事に支障とならないと判断できる場合は、浄化槽の全撤去は不要とします。 ただし、最終的な解体範囲については、町と協議の上決定することとします。
30	要求水準書	9	第3	(3)	ア			建設業務 解体工事	「彼杵児童体育館」解体工事の、基礎杭の撤去は必要でしょうか。	事業者の提案により新庁舎の建設工事に支障とならないと判断できる場合は、基礎杭の全撤去は不要とします。 ただし、最終的な解体範囲については、町と協議の上決定することとします。
31	要求水準書	9	第3	(3)	ア			建設業務 解体工事	「彼杵児童体育館」解体工事の、工事車両搬出入路また仮囲いの範囲及び工事車両の搬出入（ゲート）ヶ所については企業側の任意判断とし、制約があればご指示ください。	施工計画（搬出入路、ゲート位置、仮囲い範囲等）については、関連法令を遵守し、近隣住民の生活環境等への影響を最小限に抑えるよう、事業者の提案後、町と協議の上決定することとします。
32	要求水準書	9	第3	(3)	ア			建設業務 解体工事	「彼杵児童体育館」解体工事の、外構のアスファルト撤去範囲は企業側の任意判断で建物周辺2m程度と考えてよろしいでしょうか。	解体工事における外構アスファルト等の撤去範囲については、特段の制約を設けません。事業者が提案する新庁舎の配置や外構計画に支障となる範囲を含め、事業者の責任において適切に判断し、提案してください。
33	要求水準書	11	第2	6	(1)	表3			敷地面積において西側駐車場2,817.11㎡は事業対象外となっています。要求水準書第4.2建築計画(9)駐車場計画7(P.33)において来庁者駐車場27台公用車駐車場28台以上を設置することになっています。要求されている駐車場は敷地条件の事業対象である敷地6,288.35㎡部分に設置する必要がありますでしょうか。	来庁者用27台以上、公用車用28台以上等の求められている駐車場は、事業対象である敷地（6,288.35㎡）内に配置する計画としてください。
34	事業者選定基準	4	別表1	C	イ			実績・体制評価基準	国土交通省、防衛省や長崎県では現場代理人に施工実績を求めていません。現場代理人の施工実績は不要ではないでしょうか。	現場代理人の施工実績は参加資格の必須要件ではありませんが、事業者選定基準別表1「実績・体制評価基準」において「現場代理人の業務実績」の評価項目を設けており、実績を有している場合は加点評価の対象となります。

募集要項等に関する質問回答書（1回目）

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
35	事業者選定基準	4	別表1					業務実績	JV工事で構成員の実績の場合、配置は主任技術者や担当技術者となります。対象が監理技術者・現場代理人とされていますが、主任技術者も対象として配点をお願いします。 例)長崎県の対象技術者は以下のとおりとされています。 ・元請又は代表構成員の主任（監理技術者） ・元請又は代表構成員の現場代理人 ・その他構成員の主任（監理）技術者 同種又は類似工事で配置があれば、各々配点を与えられます。	ご要望の件については、事業者選定基準の記載内容のとおりとします。
36	事業者選定基準	5						技術提案評価基準	オ) 地域振興・地域経済への貢献の提案について、東彼杵町内の企業を応募グループ内の構成企業とした場合 応募グループ外の下請とする協力企業とする場合 上記2パターンで、加点される点数に差は生じますか？	事業者選定基準に記載している内容以外の詳細な評価基準等については公表いたしません。
37	事業者選定基準	7	別表1	※2					業務施設の新築、改築、増築と記載がございますが、改修も実績に含むことは可能でしょうか。	事業者選定基準の別表1に記載のとおり、改修工事を実績に含めることは認めません。
38	参加表明書								参加表明書の、(提出者) _____の欄には、JV名か代表企業のどちらを記載すればよろしいでしょうか。	応募グループ名（JV名）を記載してください。
39									応募グループ名は、 ・「東彼杵町新庁舎整備事業（代表構成員）（その他構成員）（設計）（工事管理）デザインビルド共同企業体」が宜しいでしょうか。 それとも ・「（代表構成員）（その他構成員）（設計）（工事管理）デザインビルド共同企業体」がよろしいでしょうか。	応募グループ名の命名規則に関する具体的な指定はありませんので、任意の名称としていただいで差し支えありません。
40	守秘義務 誓約書								守秘義務誓約書は、5月13日提出期限の申請書類と一緒に提出してよろしいでしょうか。 守秘義務誓約書を提出するのは、代表企業だけでしょうか。 それともJVの構成員もそれぞれ一部ずつ提出するのでしょうか。	現在HP上で公表している資料のダウンロード等に関しては守秘義務誓約書の対象外です。 様式集に記載のとおり、提出時期は「提供資料受領時」としており、今後、個別対話等で非公開の開示情報を受領する場合に代表企業より提出してください。
41	様式集	3					様式1	守秘義務誓約書	「守秘義務誓約書」の提出時期は4月中でよろしいでしょうか。	No.40と同様。
42	様式集	3					様式1	守秘義務誓約書	グループでの参加の際は、代表企業名での提出でよろしいでしょうか、構成員各社提出でしょうか。	代表企業名での提出としてください。
43	様式集	14	様式5-4					現場代理人・監理技術者の業務実績	配置予定とする現場代理人・監理技術者は何名まで申請可能でしょうか？ それぞれ複数名を申請可能であれば、配置技術者を確定するのは、「契約締結」と「建設業務の開始時点」のどちらでしょうか？ それぞれ1名のみしか申請できないのであれば、「契約締結」と「建設業務の開始時点」のどちらかまでに同等の業務実績を持つ別の技術者と交代可能でしょうか？	配置予定技術者の申請は、各役職につき1名のみとなります。 また、技術提案書に記載された配置予定技術者等の変更は原則として認められません。ただし、病休、死亡、事故、退職等のやむを得ない事情がある場合に限り、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として本町が認める者への変更が認められます。
44	資料		(資料02)					事業予定地測量図	(資料02) 事業予定地測量図のデータをいただけないでしょうか。	事前に連絡の上、窓口でデータ（CD-R）をお渡します。
45	設計建設等請負契約書（案）	別紙2	業務委託料の改定	3	(2)	ウ	(イ)	(i)	改定率①のbは「本事業の公募手続きに係る提案書提出の締切日である月の建築費指数」となっていますが、昨今の中東情勢により提案書提出時には大きく物価が上昇する可能性があります。その月を基準日としてスライドを実施すると受注者のリスクが大きくなります（工事着手日には原油の入手が落ち着き物価が下降している可能性があります。）bは募集要項公表月（令和8年4月）としていただけないでしょうか。（事業提案書提出日の価格では建設費が高騰し予定価格内で対応できないことも考えられます）	ご要望の件については、設計建設等請負契約書（案）の記載内容のとおりとします。